

ほほえみ

「ほほえみ」50号の発行を記念して

母子福祉部会長 大澤 正男

東京都社会福祉協議会母子福祉部会の会報「ほほえみ」は今回、50号を発行することになりました。東京の母子生活支援施設に関わる施設長、従事者をはじめ、行政関係者、事務局等々皆様のご努力と実践や取り組みに対しまして、感謝を申し上げます。

さて、平成20年度の実態調査によりますと、都内にある母子生活支援施設に600世帯以上で1,500人以上の母子家庭が生活しています。母親の年齢は30歳代が約半数で子どもは乳幼児が5割弱います。また、4割近い家庭がDV被害者です。

経済状況では就労している母親の4割が月収10万円未満です。雇用情勢は現在でもかなり厳しい状況にあり、8割以上が非常勤雇用やパートタイマー等の非正規雇用です。正規雇用は母子家庭の経済的だけでなく精神的にも安定し、生きる自信へと繋がっていきます。そしてこのことは、次の世代の子ども達の成長や発達にも大きく関わってきます。

厚生労働省の発表によりますと、日本の相対的貧困率は15.7%（2006年）で7人に1人が貧困層のようです。これはOECD（世界の経済協力開発機構）30カ国中下から4番目（アメリカは3番目）です。しかしひとり親世帯は54%であるとのことでした。世界有数の経済大国にも関わらず貧困率が高いとは貧困問題は必ずしも経済的視点だけではありません。それに完全失業率は5.5%で361万人です（総務省8月調べ）。また7月の生活保護受給者は172万人、自殺者は11年連続3万人を超えています。

都内にある母子生活支援施設36箇所の半数以上が暫定定員施設で、利用率はかなり低下しています。5年前の平成17年度では平均充足率は89.9%（区部は89.3%、市部は91.9%）で暫定にならない9割には達していました。これは施設の在所期間が2年間と暗黙のうちに定められたことが大きな一因です。また施設の老朽化に伴い、居住環境が現在の文化水準に必ずしも合致してないような状況にあります。また、23区内では各区を横断的に活用できないことも大きな原因の要素として考えられます。

このほかにも施設を取り巻く課題は多く、外国人の利用者が増えることで利用者間のコミュニケーションを含め、言葉や生活習慣、文化の違いから起因する課題も多い

ようです。また、母親の障がいや、子どもの発達障がいにより、学校や関係機関、クリニック等との調整が増加し、小人数の職員体制では対応に限界が来ています。

職員の問題もかなり深刻です。常勤職員の勤続年数は5年6ヶ月ですが5年未満が6割以上を占めています。また5年から9年が2割で10年以上が2割弱です。必ずしも定着率が高いとは言えませんが今後は中堅層をいかに増やすかも一つの課題です。仕事として魅力がないのか、かなりの重労働に耐えられないのか研修のあり方も含めて検討する必要があります。

このように複雑化・多様化した課題が山積していますがこの問題を母子施策へつなげるためにも言語化し、数値化して社会へ発信、若しくは説明できるように部会として取り組まなくてはならないと思います。

これからも母子生活支援施設の関係者はもとより、関係機関・団体のご理解とご協力を得ながら、母子福祉部会は活動し、発展していきたいと思います。今後ともご支援、ご鞭撻を宜しくお願い申し上げます。

目 次

- P.1 「ほほえみ」50号の発行を記念して
- P.3 母子生活支援施設のノウハウの地域発信力の強化に向けて
- P.4 母子生活支援施設への期待
- P.7 安心、かかわり、生きる力
- P.9 関連施設から見た母子生活支援施設
 - I 連携した実践をより充実発展させるために
 - II 母子生活支援施設への期待－母と子のスタートラインの施設から－
- P.11 施設紹介「皐月」
- P.12 「ほほえみ」創刊50号に寄せて
- P.13 各委員会より－今後への取り組み－
- P.15 育児休暇から自分の仕事を考える
- P.16 編集後記

母子生活支援施設のノウハウの地域発信力の強化に向けて

東京都福祉保健局少子社会対策部長 吉岡 則重

「ほほえみ No50」の発行にあたり、東京都のひとり親施策の中核を担っていただいている母子生活支援施設及び母子部会の皆様に、お祝い申し上げます。また、「母子寮」が創設されてから 50 年、「母子生活支援施設」となってから 10 年、母と子を支える皆様のたゆまぬ御尽力に、心より御礼申し上げます。

社会構造の変化の中で、ひとり親家庭が抱える問題は、複雑化・長期化する傾向がみられます。平成 19 年度に、母子部会が実施された調査においても、DV やメンタル面、お子さんの心身の発育、外国籍など、様々な課題を持たれる入所者の方の割合が、年々増えている状況がうかがえます。

そのような中で、都内の母子生活支援施設は、地域や施設の特色を活かしながら、きめ細かな支援を提供されています。国や都においても、母子生活支援施設における母子への支援の充実に向けて、支援策を講じてきました。例えば、国では、自立支援職員の配置や保育機能の強化、心理職の常勤化などの取組を、都においては、さらに、サービス推進費において就労支援や心理ケア、未就学児、アフターケア、基幹的職員の育成研修などの取組を実施してまいりました。

母子生活支援施設での支援の内容は、社会援護・保健・医療・保育・就労・教育・住宅など非常に多岐な分野にわたっており、そのノウハウは、地域で「生活」する全ての子育て家庭への支援に通じています。そして、何よりも、支援の根底にある姿勢——母子を全方位的に支える受容のあり方、アセスメントと自立支援のあり方などについては、子育て家庭を支える地域の関係機関と共有すべきものと考えております。

都が、福祉・保健・医療のトータルな視点で母と子の支援を行うことをコンセプトに、少子社会対策部を発足させましてから、5 年になろうとしています。その間、都は区市町村や関係機関に対して、子育て家庭の孤立防止や、家庭への養育機能の充実、要保護児童地域協議会などのネットワーク強化を図ってまいりました。そして、現在、母子生活支援施設の母・子ども双方への支援ノウハウを、子育て支援に関する全ての関係機関に向けて発信することの重要性が増しているものと考えています。平成 20 年度現在、都内において、母子生活支援施設を、地域の相談事業や学童保育、ショートステイ等の場として活用している自治体は 23 箇所あります。今後ますます、このような取組が広がり、母子生活支援施設が地域の子育て支援拠点としてさらなる機能強化を図られることが期待されます。

そのために、今後、母子生活支援施設、母子部会にお願いしたいことが三点ございます。第一は、支援のノウハウの蓄積をまとめることです。第二には、区市町村また地域の関係機関との連携の中での具体的な課題と解決策について把握することです。第三には、母子生活支援施設が、現在自治体が実施している活用策以外に、どのような役割を地域に対して開いていけるのか、具体策を検討し地域に示していくことです。その三点に取り組むなかで、母子生活支援施設に求められる機能や、区市町村や子育て支援の関係機関との連携のあり方が一層明確となり、母子生活支援施設の地域への発信力が具体的な取組につながるものと考えています。

今後とも、母子生活支援施設や母子部会の皆様からの現場からの声をいただき、都内のひとり親家庭の自立と支援のために、ともに手を携えてまい進してまいりたいと存じます。

母子生活支援施設への期待

明治学院大学教授 松原 康雄

政権の交代があったために不透明な部分があるが、児童福祉施設をめぐるこのところの動きは、社会的養護を中心に施設種別の再編成を視野に入れた検討がなされてきている。一方で、子どもの虐待に関する社会的発見が増加するなかで、親子分離の必要性がある事例も増加し、その受け皿不足も指摘されてきている。このような動きのなかで、筆者は社会的養護の視点から母子生活支援施設の将来像を展望してみたい。

【子どもの虐待と母子生活支援施設】

児童相談所が把握する虐待相談件数は平成 20 年度に 4 万 2 千件を超えた。前年度が約 4 万件であった時期に、全国の市町村は約 5 万件的「虐待相談」を受け付けている。虐待発生件数の増加と社会的発見の拡大は今後も継続することが予想される。この数値とともに、着目すべき数値は、対応内容である。対応件数については、この稿を執筆している段階では平成 19 年度の統計が最新のものとなる。平成 19 年度は、虐待対応内容の約 10%弱が施設入所であり、子どもが入所した施設は、児童養護施設（約 68%）で最も多く、次いで乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、その他の施設であった。また、児童の一時保護件数は、一時保護委託を含め約 1 万件であり、委託先施設で最も割合が高いのは児童養護施設であった。これらの統計数値は新規対応に関するものであるから、例えば、年度末に各児童相談所が継続してかかっている虐待相談件数についてもみる必要がある。この数値については全国的にまとめられたものはないが、年々増加してきていることがいくつかの自治体の統計でみることができる。

一方、『児童養護施設入所児童等調査結果』（平成 20 年 2 月 1 日現在）では、母子生活支援施設への入所理由のうち「配偶者からの暴力」は約 4 割、子どもに虐待経験があるものも約 4 割いる。「配偶者からの暴力」目撃は心理的虐待にあたることも含めて、母子生活支援施設でも虐待対応が必要な子どもが相当数存在することがわかる。

子どもの虐待対応では、一時保護も含め、施設入所による親子分離か在宅養育支援かの選択肢が考慮される。しかし、母子生活支援施設は虐待対応の第三の選択肢を提示していると社会的に位置づけられてよいだろう。母子世帯という限定があるにせよ、子どもだけの入所ではなく、親子入所によるケアの意義は大きい。すなわち、仮に児童養護施設等に子どもが入所した場合にも、家族再統合をめざす過程では地域で生活を展開する家族へのかかわりが在宅養育支援と重なり合いながら提供され、家族の養育状況を改善していく必要がある。しかし、在宅養育支援については、まだ社会資源が乏しく、小地域における展開は不可能な状況にある。また、将来小地域レベルでの支援が展開されても、それを利用しない家族への対応の課題が残る。親子入所による虐待対応の場合は、支援が集約的に提供できるという特徴を有しており、子どものケアと同時に養育者の養育状況改善にも取り組むことができる。わが国の場合、現状で

は、虐待対応において親子入所はあまり着目されておらず、実質的にはこの種のケアが母子生活支援施設で提供されていることに十分な社会的評価がなされていない。この要因には、母子生活支援施設が児童相談所による措置施設ではないこともあげられるかもしれない。制度変更は多様な議論を必要とするであろうが、母子生活支援施設は、児童相談所との連携を母子生活支援施設からの親子分離ケース以外でも深めていく必要があるだろう。また、子どものケアや養育者への働きかけも質的な向上が目指される必要がある。母子の「屋根対策」からまさに児童福祉施設としての支援力の向上を期待したい。この側面での進展をふまえて、母子生活支援施設が虐待対応において重要な役割を果たすことを期待したい。また、社会的養護の概念は施設が存在する地域にむけての支援提供も含んでおり、この面でも親子の一時保護や在宅養育支援での貢献を期待したい。

【母子生活支援施設機能と子どもの虐待への支援】

母子生活支援施設では、子どもの生活支援のみならず母親の生活支援が展開される。これらの支援は、以下のような親子分離型支援や在宅支援には期待できない特徴を持つといえる。第一に主たる支援提供者が同一であり、当該家族の身近に存在することである。親子分離型支援の場合、子どもについては子どもの生活に寄り添う形で施設職員が支援を展開する。しかし、分離後の家族についてはほとんどの場合は子どもが生活する施設とは離れた地域に生活していることもあり、支援は児童相談所や家族が生活する市町村に委ねることになる。もちろんネットワーク構築による情報共有や統一された援助方針の策定、役割分担は目指されるもののそれが十分ではない場合や、十分であっても日常的な連携や連絡は困難である。母子生活支援施設の場合は、親と子どもと一緒に入所していることから、両者を常に視野に入れた支援を展開できる利点がある。もちろん、母子生活支援施設における支援においても児童相談所や市町村との連携は必要であるが、アセスメントや支援は親子について行うことができる。在宅支援の場合も、支援者が親子分離型と同様に多様であるとともに、通所や訪問という支援の「場」を構築するという作業が必要となる。また、日々の見守りも社会資源の配置と利用状況によっては困難な場合がある。母子生活支援施設の場合は、日々の生活が施設を拠点として展開されることから、このような「場」の形成が容易となる。そこで、第二に母子生活支援施設は、日々の生活を基盤とした親子関係調整をきめ細かく実施できるという特徴も有することになる。たとえば、補完保育なども養育支援という側面だけではなく、母親のリフレッシュや保育参加による養育技術の習得機会としても提供できる。虐待対応は子どもが負った心身の「傷」へのケアも重要であるが、家族への支援を通じて家族そのものの生活や人間関係が改善されなければ、親子分離後の再統合や在宅での虐待関係の深刻化防止あるいは虐待の緩和・解決は期待できない。母子生活支援施設は、第三に母親の生活と心理的安定をはかる支援を提供することで、これらの課題解決に寄与することができる。DV被害体験に関する安全と癒しの提供、心理職によるカウンセリングの提供などもその例である。近年増加している精神疾患を有する母親の治療に関する支援も重要であろう。第四の特徴は、迅速な危機介入である。実際には親子関係調整が困難な場合もある。その場合でも虐待の

継続について把握し、子どもの成長発達保障という観点から親子分離の可否について検討するための状況把握も容易である。

これらの特徴を活かすためには職員の資質向上と継続的な勤務の保障が課題であろう。採用時の人材確保については、施設ごとの工夫では限界もある。各都道府県あるいはブロック単位の母子生活支援施設協議会での採用資格試験も検討できるかもしれない。研修についても年間あるいは複数年度にわたる計画的な実施と、同一テーマには同一職員が参加することによる研修効果の向上、職場へのフィードバック方法の工夫などが求められる。近年の統計をみると母子世帯の入所年数も短くなってきているが、職員の在職年数も短くなる傾向がある。複雑多様化する入所者（子どもも含めて）のニーズに対応するうえで、職員の入れ替わりが頻繁であり、常に「新人」が勤務する状態は、入所者の不満と職員の疲弊だけが増大する危険性をはらんでいるといえよう。育児休業制度を利用できる職場環境、経験や資格に応じた給与の保障は個々の施設での努力も必要であるが、行政施策全体の課題でもある。

母子生活支援施設の社会的意義は、社会的養護という側面だけではなく、DV支援、地域の子育て支援等多様な広がりを持ち始めている。多様な実践を通じて、入所母子だけではなく、子どもを養育する家族が生活しやすい、子育てがしやすい地域、子どもが安心して、豊かに育つことができる地域作りに母子生活支援施設が貢献を続けていくことを期待している。

「安心、かかわり、生きる力」

社会福祉法人全国社会福祉協議会

児童福祉部長 笹尾 勝

日本は生きづらく不安な社会になった。一億総中流意識は過去となり、バブル崩壊から不良債権処理や株価暴落と、長引く不況に政府は緊縮財政・行財政改革・地方分権・規制改革と市場化に動き、迷走しつつ経済と財政の建て直しを優先した。そして格差や自己責任が強調され、より厳しさを実感する社会に移った。雇用や賃金格差に勝ち組・負け組と、現役世代間の格差も問われた。こうした事象は日本の社会保障の再分配基盤が弱かったことにもある。さらに、わが国では、社会経済の高度化による利便性の享受と高消費、都市化や過疎化、雇用の多様化が進んでいる。

こうして地域社会や家庭生活も変容してきた。地域の間人関係の希薄化がいわれて久しい。家族は縮小化し関係性も淡くなっている。ときに家族のゆがみが児童虐待やDVなどとして重篤化している。離婚後に乳幼児を抱えての生活は不安と決断もできずに、DV被害が重くなることもある。福祉は、こうした時代背景による地域や家族の厳しい関係性の問題に対応を迫られている。

とりわけ、現代の貧困のなかで母子世帯が取り残される存在になっていないか。母子世帯の子どもの貧困率は66%と突出している、両親と子のみ世帯(核家族)は11%である。国は、平成15年、母子世帯の就労支援による自立施策をはかったが、そのときよりも険しい壁が立ちはだかっている。全国母子生活支援施設協議会には260施設が加入し、全母子世帯の3.4%の4,100世帯11,000人の母と子が入所し、2千人の職員が援助支援を担っている。母子生活支援施設の特質は、母子との関係性をつなぐこと、母親と子それぞれを主体としてかかわることである。職員には、親と子との出会いに学ぶ姿勢が必要である。そして社会福祉の援助技術や知識・情報に加えて、良識と生活感・知恵が求められる。はかり知れない苦境におかれ、ときに危うく、未熟さがみられても、母親の存在を受けとめ遇する姿勢が必要である。どの母親にも生きる力はある。これまでにそうせざるをえなかった経過や行動の必然性を受入れ、母親にある潜在的な可能性を信じたいものである。そのためによき聴き手でありたい。母親が過去や自分を責め悔いることよりも、これからできることをともに考え、今と先への語りを大事にしたい。その後の母親の理解や素直な変化には、こころより敬うことを忘れてはならない。

一方、子どもの育みの本質は、社会とおとなに依存するもので、いつの時代も変わるものではない。しかし、育みの営みの豊かさや価値観を共有することが不得手な環境となっている。そうした変容を、子どもはおとな以上に敏感に受けとめている。村瀬嘉代子氏は、「子どもが健やかに育つには、つつがなく営まれる日常生活が基盤であり、かつ傷つき、病むこころの治療も生活を基として、その上に展開する」¹とし、「その子どもが発達段階のつまずきの生じた段階に立ち戻り、育ち直りを助ける技法であるが、こ

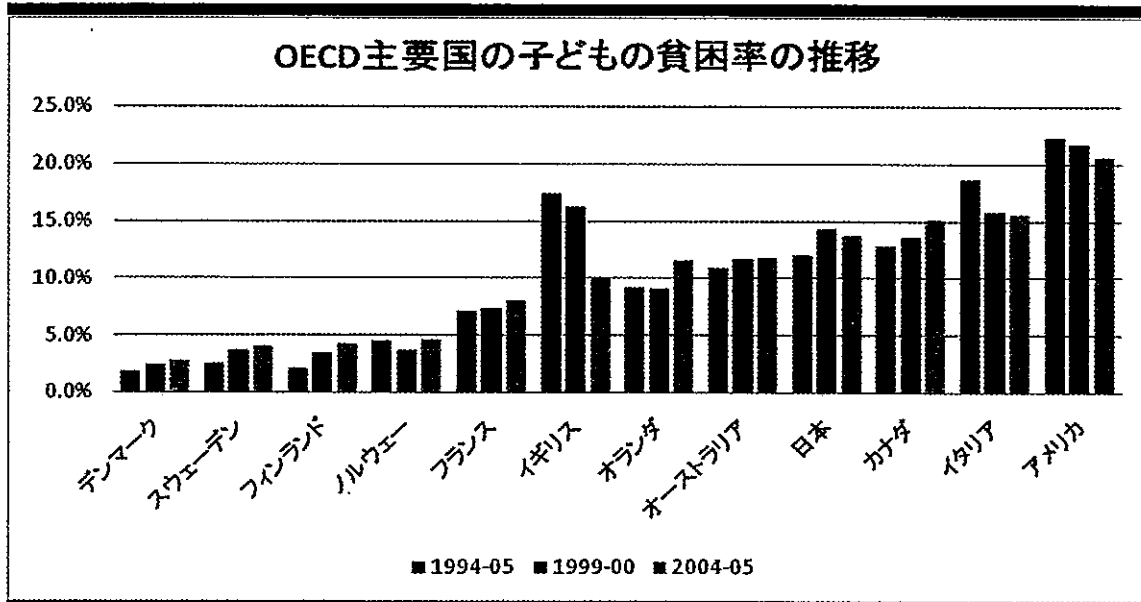
¹ 村瀬嘉代子「統合的心理療法の考え方 心理療法の基礎となるもの」(金剛出版, 2003年) 28頁19行~21行より引用

これは統合的な視点をもつ生活臨床である（1998）」²と著書に書いている。つつがなく営まれる日々の生活から、母と子どもにやがて可能性のひとすじの光がさしていく、そこに生きる力と豊かさが育まれていくとの実践展開であろう。こうした基本姿勢は、社会的パートナーとしての主体性と社会的支援との調和をはかることをも目的としている母子生活支援施設の倫理綱領に謳われる理念にそうものである。

これからの母子福祉・子ども家庭福祉は、その視野をより地域社会の潜在的ニーズにむけていくことにある。地域社会からの支持と理解が得られる福祉の拠点、セーフティネットとして機能性、専門性、継続性を高めていかなければならない。それらをもとに、安心をもたらす環境（ひと、こと、もの）の提供、かかわりによる安定、そして生きる力となる実践でありたい。その牽引役が施設長である。権限には責任があり、その責任を回避すれば、組織は崩れていくとの自覚とともに、時代の変化に応えるよう組織を活性化させ、使命を遂行していかなければならない。

【参考資料】

第24回社会保障審議会少子化特別部会（2009.6.25）資料（阿部彩）より引用³



子どもの属する家族構成(2004)

家族構成	構成比(割合)	貧困率(%)
両親と子のみ世帯	63.2%	11
三世帯世帯	28.5%	11
母子世帯*1	4.1%	66
父子世帯*1	0.6%	19
高齢者世帯*2	0.1%	53
その他の世帯	3.4%	29

*1 親1人と20歳未満の子のみの世帯

*2 高齢者世帯は標本数が15と少ない

² 同著書 35頁32行～36頁2行より引用

³ 参考資料については、本原稿執筆者の承諾を得たうえで、編集局により追記したものである。

● 関連施設から見た母子生活支援施設 ●

I 連携した実践をより充実発展させるために

児童養護施設 クリスマスヴィレッジ
施設長 黒田 邦夫

児童養護施設と母子生活支援施設の関わりについて、これまでに関わった事例を振り返り考えてみました。

児童養護施設には、母子生活支援施設で生活していた子どもが入所してくることがあります。入所の際に、母子生活支援施設の指導員の方から子どもや家庭の詳しい情報を聞かせていただくことがありました。また、子どもの養護方針への助言や提案をされる場合もありました。

入所後、母親の面会が難しい場合、母子生活支援施設の指導員が子どもとの面会を、時には外泊をしていただくこともあります。家族の再統合に向けて、母親の状況を把握していることから、児童相談所などと調整や連携して重要な役割をはたしてくれたこともあります。

子どもの退所の際に、母子生活支援施設で親子が一緒に生活を始めるケースもあります。

また、児童養護施設を退所した女性が、母子家庭となって母子生活支援施設に入所するケースもあります。

母子生活支援施設と児童養護施設の連携は、これまで、個別ケースごとにそれぞれの施設の職員が、個別に努力してきたのが実際でした。このことは、施設種別を超えた実践的・横断的な議論が必要な課題なのだと思います。

子どもが児童養護施設に入所になると、母親は、母子生活支援施設を退所しなくてはなりません。このことは、母親が入院の時には、退院しても生活の場がなくなっているということになります。そのような場合、子どもを児童養護施設へ措置とはせず、一時保護委託にすることで、生活の場を失うことにならなくなります。しかし、長期間となると、これも難しいと思います。制度の谷間に母子が落ちないようにするにはどうしたらよいかは、個別施設の努力に任せるのではなく、母子福祉部会と児童部会で協議をして要望をまとめて行政に要望する課題です。

あらためて振り返ってみて、児童養護施設と母子生活支援施設は、子どもを通じた関わりの深いにもかかわらず、多くの課題が未整理なままであることに気がつきました。一緒に協議を行い、共に研究をする場があまりに少なかったためだと思います。

施設種別を超えての連携した実践をより充実発展させるために、協力・協働して取り組んでいくことが、今、求められているのだと思います。

II 母子生活支援施設への期待

—母と子のスタートラインの施設から—

婦人保護施設 慈愛寮
施設長 細金 和子

「ほほえみ」50号おめでとうございます。

ご承知のように、慈愛寮は産前産後の短い期間だけを支援する施設です。慈愛寮を巣立っていく朝、「これからが本番だと思います」と挨拶された方がいました。皆、そういう気持だろうと思います。多くの退所者の本番の生活を支えていただく母子生活支援施設は、私どもにとっては“頼みの綱”とも言える存在です。皆様との連携の中で支援ができますことを心から感謝いたします。

昨年度、慈愛寮では利用者の4人に1人が10代でした。その中には、まだ児童福祉法の対象年齢で、自身が被虐待児である方もいます。生活スキルも乏しく、思春期まっただ中の10代の人たちが育児をしていくことをどう支援していったらいいのか、と悩みます。

私は、初めて自分で住民票を発行してもらいに役所に行ったときの緊張感と、自分が社会人として生活するという実感を今でも思い出すことがあります。それは多分、大学生のころだったと思うのですが、それを思うと、10代で母親になった人たちが、突然、社会のシステムのあれこれを覚えながら母親として社会に参加していくことは、育児をするだけでも大変な彼女たちにとって、どんなにか努力を要することだと思えます。

中学生のような幼さを残す人たちに、私は、ときには金切り声を上げて母親のように怒り、ときには苦笑しながら、このおぼつかない母たちを限りなくいとおしく思うことがあるのです。彼女たちにとって赤ちゃんは「自分の唯一の味方」であったり、「欲しくても得られなかった家族というもの」であったりします。彼女たちは、その喜びを精一杯に表現してくれる幼い母たちでもあります。また、中には、「虐待されて育った子は、自分も虐待する親になるって本当？」と不安げに尋ねてくる人もいます。「大丈夫、あなたが育てられたときよりもいい子育てをしていると思える？それが大切なのよ」と励ましながら、幼い母たちの願いがどうか日々の暮らしに根を張っていけますように、と祈らずにはられません。

10代の人たちや、発達障がい疑われる人たちにとって、3食提供される大家族のような慈愛寮の集団生活から母子生活支援施設での独立した生活に移行することは、なかなか高いハードルのようです。そこで、昨年度後半から、隣接する棟に生活実習室という台所付の居室を用意しました。一日1〜2食を自分で調理し、赤ちゃんと二人きりの空間で食事する感じを味わってもらう、ごみ捨てや冷蔵庫の使い方などがどれくらいできるかやってみる、という「アフター慈愛、体験ルーム」です。この支援を始めてから、私たち支援者には新しい発見が多々ありました。はじめは生活が困難で十分に手をかけてから次の生活に移る方がいい人、また、なかなか退寮先が決まらない人が、退寮前の準備期間として数週間過ごせればいいかな、と思ってスタートしました。けれども、この人にもあの人にも生活実習室で体験してもらいたいというスタッフや、希望するご本人が続出して、結局、二週間ぐらいの期間を交代で使っています。生活の実状がつぶさに分かると一層、次の生活へのハードルの高さを感じて、ため息が出るときもあります。特に、10代の人たちにはすぐ目の届くところで育児や生活のノウハウを教えてもらったり、やって見せてもらう場が必要なのだらうと思えます。乳児院でも母子統合を目指してマザリングルームのような場を用意して力を入れて下さっている所がありますが、母子生活支援施設でも10代の母、障がいを持つ母に対応した機能が充実されることを願います。そうした需要は、多分一層増えていくと思うのです。

「母子生活支援施設は、二年間でお仕事ができるようになって自立していく施設なので」と母子生活支援施設の入所窓口の方が説明されることがあります。乳飲み子を抱えた10代の母が二年間で、まだ10代のうちに自立・・・？この現実との落差の大きさにますますため息が出てしまう私です。これは行政の問題が大きいと思いますが、今の母子生活支援施設が対象として想定している人は、母子生活支援施設の支援を最も必要としている人とは必ずしも合致していないのかもしれない、と思ってしまうこともあります。これからも多くの困難を抱える母子の支援を、母子生活支援施設の皆様と共に考えていければ幸いです。

施設紹介

今回は、地域の子どもも受け入れ、施設内保育を実施している皐月の状況をつぶさに見学させていただきました。

	皐月
施設設置 運営主体	社会福祉法人 六踏園
施設規模	H11年全面改築。1F管理・共用部分として緊急一時保護室（2室）、図書学習室、遊戯室、医務室、補助保育室、調理室、集会室、会議面談室、警備室、障害者用トイレ、事務室、宿直室、エレベーター、屋外階段
定員	20世帯
職員数	施設長1、母子指導員2、書記兼少年指導員2、調理員等2、非常勤2
居室間取り	1DK：12室、2DK：8室 (エアコン、インターホン、トイレ、浴室)
他機関との連携	皐月は、東京都区外全市からの入所の受け入れを行っている為、それぞれの福祉事務所はもちろん、多くの関係機関と連携を行っています。
施設内保育の特色	施設内保育は、地域の保育園への入園待機児童だけでなく、母親が療養中の場合等、様々な理由で預かっています。食事については、調布学園と連携を取っている利点から調布学園給食室の調理師が、給食を作り、提供しています。季節折々の行事を取り入れた保育年間計画を作成しています。

H14年に1階の集会室を用いて、母親の就労及び就労活動を支援する目的で施設内保育を始めました。隣接する同法人児童養護施設調布学園と連携を取り、幼稚園に入園する前のお子さんの受け入れも行い、認可保育園と同様のカリキュラムに沿った保育を行っています。庭が広く、夏はプール遊び、秋は焼き芋、運動会等ができるほどであり、保育室はアットホームな雰囲気子ども達にとって過ごしやすい環境である印象を受けました。

緊急一時保護室は、福祉事務所との連携により、速やかに安心・安全にお過ごしいただけるよう対応しています。母子の衣類や下着はもちろん、一時保護室には、避難用持ち出しリュックも完備されていました。

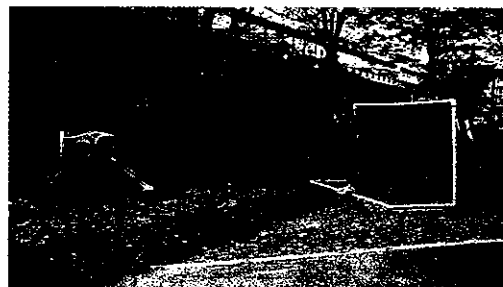
～施設が大切にしていること～

子どもは遊びや学習、習字等を通して新しい仲間を作り、お母さんは励まし合いながら、個々の交流を深めています。また、月1回の常会や母の会で、生活の円滑化を図っています。

【主な行事】

- 4月 入園式
- 5月 子どもの日のお祝い
- 6月 遠足
- 7月 七夕
- 8月 プール遊び
- 9月 お月見団子作り
- 10月 遠足
- 11月 焼き芋
- 12月 クリスマス会
- 1月 郵便ごっこ
- 2月 節分 遠足
- 3月 卒園式

今後の地域一時保育事業開設に向けての土台づくりとして、現在は、地域の子どもを招待しての行事を行っています。



● ほほえみ創刊50号に寄せて ●

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 福祉部長 小島敏則

ほほえみ創刊50号おめでとうございます。

「ほほえみ」が昭和49年に創刊されてから35年、永く尊い積み重ねの上に今日まで到達されましたことに、心より敬意を表します。

母子福祉部会は昭和31年に婦人部会分科会から単独の部会として結成され、現在にいたります。この53年のうち、私との関わりは、平成11年度の「母子生活支援施設自立支援計画策定マニュアル」の報告書作成から始まります。平成18・19年度の「利用者サービス調査」まで、直接担当させていただいたのが3年、統括主任としての関わりでは通算7年となります。

いま、母子生活支援施設は大きな岐路に立たされている、といっても過言ではありません。それは、都民はおろか福祉関係者でさえも母子生活支援施設の現状を正しく知らないからです。

部会が2年に1回行なっている実態調査¹によると、平成20年4月時点で母子生活支援施設の利用者である母親の24%が精神的問題を抱えていること、外国籍の母親が全体の1割を占めるようになってきていることなど、新たな現代的課題を持っていることが明らかになっています。

平成19年度に行なった「利用者サービス調査」²では、大変貴重なデータが集まりました。実際に母子生活支援施設で行なわれている「サービスの質と量」について調査した例は少なく、その中間報告では、施設サービスの77.6%が母親への支援であることが判明しています。母親が本来なすべき役割の肩代わりや母親自体への自立に向けたサービスなど、多種多様な「母親への支援」が行なわれている事が明らかになりました。現実にはこういった実態や課題があることを社会に知らせていかなければならないと思います。

その他にも、広域利用が進まない、指定管理者制度の影響で長期的運営ができにくい、施設が老朽化していく反面、建替えの予定が立たない、利用者の子どもの大人になって再び施設の利用者となるなど「負の連鎖」を断ち切れぬ等、課題は多く、その解決には遠い道のりを感じざるをえません。

平成20年度から部会では、毎年「紀要」³を発行しています。これまでの「年報」に代わり、毎年の母子生活支援施設の実態報告や調査分析、活動レポートなど、社会に向けて、積極的に課題の「発信」を始めています。このことは、大いに評価されるべきで、外に向けて、施設の実態や課題を知らしめることは重要であり、今後、より強化・充実・発展していくことを強く願っています。

また、施設で働く職員は、複雑、多様化した利用者の支援に追われ、精神的ストレスを受けることも多くなっています。職員へのストレスマネジメントについて、法人単位や部会での対応が望まれ、研修会や従事者会等を通じた、他施設職員との交流も有効ではないでしょうか。

最後に、東社協では、平成17年度から、児童・女性関連部会（乳児、児童養護、婦人保護、女子更生施設、母子生活支援施設）が連携を取り情報交換やシンポジウム等を行い交流しています。平成19年度からは「児童・女性福祉連絡会」として、東社協の課題別連絡会の1つに正式に組み込まれ、多部会の施設との連携のもと「家族支援システムの構築」や「世代間連鎖の断絶」等を検討しています。また、今年度から「性暴力被害者への支援に関する連絡会」を設置し、福祉施設利用者の性暴力被害の実態について検討し、「性暴力は容認できない行為」として、社会に提言していく活動を始めました。

これらの活動において、母子生活支援施設の役割は大きく期待されています。施設における実践が他の施設や地域においても有効であり、必要とされています。個々の施設の実践や部会の活動を多く「発信」してこそ、母子生活支援施設の将来が望めると確信しています。

そのために東社協は努力を惜しみません。母子福祉部会の今後のますますの活躍と発展を期待しています。

¹ 「東京の母子生活支援施設の実態と実態」(2009.3)

² 母子福祉部会「紀要N○1」(2008.7)、41頁～54頁

³ 母子福祉部会「紀要N○1」(2008.7) および母子福祉部会「紀要N○2」(2009.7)

● 各委員会よりー今後への取り組みー ●

○ 総務委員会委員長 渋谷 行成 (新宿区立かしわヴィレッジ) ○

「ほほえみ」の発刊が、35年の長きにわたり積み重ねられてきたことに、関係者の皆さまに敬意を表します。

平成20年度東京の母子生活支援施設実態調査報告書が発行され、東京の母子生活支援施設で暮らす利用者の現状が明らかになりました。調査結果からは、厳しいといわれている母子世帯全体よりさらに厳しい母子生活支援施設利用者の経済状況やDV被害の状況等が読み取ることができます。また、職員の状況をみると、平均勤続年数が5、6年となっており、誇りと熱意を持った職員を支える体制の整備が一層求められています。

こうした状況の中、総務委員会では、紀要の発行や新任研修や施設長・従事者会合同研修等の研修の企画運営などを実施しています。紀要では、利用者とのかかわりの中から生まれた職員の発見や戸惑いや多くの思いを言語化し、母子生活支援施設での社会福祉実践とその実践から誕生した提言を母子福祉部会の内外に向けて発信していきたいと考えています。

研修では、母子生活支援施設で働くことを選択した職員ひとりひとりを応援するとともに、母子生活支援施設の役割や機能を再確認し、母子生活支援施設と母子福祉部会の発展に繋がるような研修を実施していきたいと思っています。

総務委員会では、今後も母子生活支援施設の発展に繋がるよう努力してまいりますので、宜しくお願いいたします。

○ 調査研究委員会委員長 南山 徳英 (サンライズ万世) ○

1974年10月15日に第1号発行以来35年という長きにわたり継続されてきたことに、関わられた先輩諸氏に敬意を表したいと思えます。

この間に母子生活支援施設を取り巻く環境は大きく変化してきました。

近年、国内の生活環境は問題が多様化しており、景気の悪化による「貧困問題」や「格差社会」が社会的にクローズアップされています。

昨年実施した調査結果から、就労している者のうち「常用雇用」は2割弱しかなく、賃金体系も「月給」であるものは2割程度しかありません。母子世帯全体と比較しても母子生活支援施設の利用者は、特に経済的に極めて厳しい状況にあります。

今日では、DV防止法、児童虐待防止法の法整備に伴い、利用者の方々が安全で安心して安定した生活ができるような支援が提供される施設であることがより要求されています。また、児童福祉法の改正により施設が地域社会の中で認知され、母子家庭（ひとり親家庭を含む）の自立支援に役立つための努力を一層必要とされています。

調査研究委員会では、東京における母子生活支援施設の現状の把握と今後のあり方を検討することを目的として活動しています。近年では、DV被害や児童虐待、様々な障がい（精神的・身体的）のある母子、外国人母子等支援の必要性の高い利用者が増えているのが現状です。加えて、施設の老朽化の問題、暫定定員の問題、広域利用の問題、指定管理の問題等、課題は山積みです。実態調査をすることによって、データを収集し分析をして利用者の生活の質（QOL）を高められるように、より効果的な支援内容を提言していきたいと思っています。そして、様々な課題のある利用者の生活実態を明らかにし、利用者の権利擁護、利用者支援の充実が担保されるように取り組んでいきたいと思っています。

現状は実態調査をして報告書を作成するに留まっていますが、今後は母子福祉部会が活性化し本来の調査研究委員会の目的が果たせるように努力していきます。

◎ 利用促進委員長 栗原 茂雄 (サンライズ青山) ◎

昭和 49 年 10 月の創刊号発行より、歳月を経て 35 年もの長きにわたり継続されてきたことは、そこに携わられた諸先輩の方々の思いや、尊い実践の積み重ねの歴史が刻まれてきたからにはほかなりません。心から敬意を表します。

社会福祉基礎構造改革から 10 年、社会福祉施設の状況は大きく変化し、措置から契約へと移行し利用者サービスはより質の高いものが求められるようになりました。これらにあって今日的な母子福祉の分野においては、DV 被害や児童虐待等々の増加により多大な課題に取り組んでいるのが現状ではないでしょうか。また、少子高齢化の時代となり子育て育成支援への気運が高まり加速してくると思われませんが、国際化の一方で経済の低迷により、雇用不安や貧困の連鎖など母子世帯の抱える課題は多岐にわたっています。今日の母子生活支援施設の現場では、これら様々な課題を抱えた母子への支援に奔走しているのが実態だと思います。

利用促進委員会は今年度から新たに発足した委員会です。昨年度までの広域利用推進委員会での取り組みを継承するとともに、年々増えている暫定問題と指定管理導入課題についての活動を開始いたしました。

現在、東京都内の母子生活支援施設は、区部 30 施設・市部 6 施設、公設民営 19 施設・民設民営 17 施設です。広域利用の課題、暫定定員の課題、指定管理制度の課題、施設の老朽化、複雑化困難化する利用者（外国籍や精神的ケア等々）支援の課題など、山積する課題へ部会各委員会と連携し、一歩ずつながらも全委員が一丸となって果敢に取り組み、施設利用の促進が図れるよう明るく活動していきたいと思っております。

記念号に寄せて、今後とも皆様方のご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。

◎ 制度施策委員長 石川 直子 (サンライズ武蔵野) ◎

名前を「ほほえみ」と改めた「東京の母子寮」が 1974 年 10 月に創刊されてから 35 年が経ち、この号が 50 号となりました。

創刊当時の部会長宗近実平氏は「このささやかな会誌が、母と子の福祉を高めることに情熱を燃やし、そこに生きがいを求めている人たちのコミュニケーションの場として、年と共に充実した発展をみるよう…」と創刊号に言葉を寄せています。部会の機関紙として、その時々ひとり親家庭や母子生活支援施設の課題を発信し、関係機関からのご意見やご要望を掲載し、施設利用者の方々の声を載せてきました。

委員会では、この数年、制度施策の課題として、暫定定員、指定管理者制度、施設建物の老朽化、サービス推進費の本則適用に取り組んできました。

平成 19 年度に部会が行った利用者サービス調査結果から、利用者支援業務は何か 1 つが突出して増加しているのではなく、関わる分野が複雑多様で広範囲にわたってきていることが明確になりました。平成 19 年度の調査は本来業務ではないと考えられるものを調査していますが、母子生活支援施設の広範囲な業務を数量化することで、業務の円滑化＝利用者支援の向上に必要なものが見えてくると考えています。

東京都内の施設は母子家庭の増加と反し、半数以上が暫定定員となっています。利用率が上がらない原因を捉え、利用してもらえる施設、社会資源として有用な施設と社会に認識してもらえよう、おそらく世界で唯一、子どもが親と利用できる児童福祉施設としての存在意義をこれからも発信し続けていきたいと思っております。

● 育児休暇から自分の仕事を考える ●

母子生活支援施設かわだ 佐藤小百合

1 退職か産休か

母子生活支援施設の職員となって約15年、入職した当時はまだ“母子寮”でした。母子寮で働きたくて、就職活動中に見学に行ったいくつかの施設のどれからも、緊迫した糸は張られていたものの、長屋風のどこか穏やかな空気が流れていたことを今でもよく覚えています。なぜ母子寮で働きたいと思ったのか、それはおかあさんと子どもと一緒に暮らす場所だったからで、その思いが、これまで続けていくことができた理由かもしれません。

そんなわたしが辞めることもあるかもしれないと考えたのは、妊婦となった時でした。産休か退職か、日頃から子育ての現実にあまりに近く直面していることもあって、この仕事との両立が自分にできるのか、今までとは違う働き方を見出していくことができるのか、考えはするもののそれは想像でしかなく、今までと同じように働くことができないことへの心配事ばかりがふくらんでいきました。

しかし、わたしの働く母子生活支援施設は、気づかいの言葉をかけてくれる利用者のおかあさんや子どもたちと、勤務体制や仕事内容を考慮してくれる上司や職員が、“お腹”を一緒に育ててくれる職場でした。そうした職場だったことで、絶対にこうしなければならないと固く決めず、できることをやっていこうと思い、産休という選択をしたのでした。

2 母子とかがわる

お産をした病院では、助産師さんに“どんな仕事をしているの”と聞かれたことに始まり、母子生活支援施設の話をするのが何度かありました。その中で、どうすれば母子生活支援施設を利用できるのかという質問には、この病院も母子に携わる場所であったことに気づかされました。

また、ある助産師さんとの話の中で、お互いに“おかあさんってすごい！”と思って働いているということがわかり、仕事の内容もかかわり方も異なりますが、その尊敬のような、あこがれのような気持ちは、同じおかあさんと子どもにかかわる仕事をするもの同士の、おかあさんへ寄せる思いのように感じました。

お産を迎えるまでに、いろいろなところで出会った医療関係者の方々から、“いいお産をね”と声をかけられ臨んだ中、わたしは自分のお産に自信が持てませんでした。しかし、元気に生まれてくれた子どもや、自分の思うようにすることを見守ってくれた家族や病院スタッフの方々がいってくれたことで自分のお産を後悔なく語れるよう向き合っていこうと思うことができました。そう思えたのは、誕生したばかりのおかあさんと子どもの力を信じ、しっかり支える姿勢が感じられたこの病院での様々な方とのかかわりがあったからだと考え、母子生活支援施設の職員としての自分の母子へのかかわりにつながるのではないかと、自分の仕事を振り返ることになりました。

3 母子生活支援施設の仕事と子育て

これまでは、子育て経験がないからこそできることをしようと、その立場にたって仕事をしてきました。これからは経験している立場となる、それはどのようなかかわり方になるのだろうと考えます。今は、母子生活支援施設の仕事が自分の子育てを助けてくれていることを実感していますが、反対に自分の子育てを仕事に役立てられるのかは今後の課題です。わたしが気をつけたいと思うのは、同じ経験をしていることで気持ちがわかると錯覚してしまったり、知っているがゆえにこうするものだとして押し付ける態度になってしまったりすることの危険性です。考えつくこと、思いあたることの内容は変わっていくかもしれませんが、職員としての姿勢は変わらず、知らなかった時と同じように一緒に学んだり、相手のやり方を知ろうとする姿勢を、意識して持つことが必要だと思います。人の生き方、暮らし方がその人通りあるように、子育てにおいても、周りにはそうは見えなくても、その人それぞれがいろいろな思いや考えをめぐらせてそこに至っていることを推し量り、まずはその人のやり様

を知って接することを心がけていきたいと思います。

母子生活支援施設は「生活の場」です。日々の暮らしの中で、心配してもらったり期待してもらったり、人が生きていく中で自然に体験できていいことが、体験できる状況になかった利用者もいます。そのような利用者に対し、その自然な体験を繰り返すつくりだしていくことができるこの施設で、その相手として居る職員として、自分ほどのような姿でそこに居ればいいのか、常に自分自身の生き方、やり様を問い続けようと思うのです。

4 復帰するにあたり

1年の育児休暇は、わたしにいろいろな思いや考えをめぐらせてくれる時間となりました。また、復帰が近づくにつれ、“社会”とかけ離れた生活をしていたように感じる時間でもありました。

しかし、短時間勤務制度を使っただけの復帰など、子どもがいて働くことへの利用者や職場の配慮は、子育てまっただ中のこういう施設だからこそのことだと思います。日頃、職場とのやりとりで苦慮しているお母さんの方が多いことを考えると、自分の勤め方の意識も高まります。そして、勤務時間の短い自分に何ができるのかを探していこうと励みにもなります。

たくさんの心ある人々の中でお産や子育てを体験できていることで、うまくいかないかもしれないけどやってみようと思わすように、母子生活支援施設の職員として、この人が居てくれるならと思ってもらえるかわりを、日々の暮らしの中で積み重ねていく姿勢でありたいとわたしは思っています。

編集後記

ほほえみ 50 号の編集に関わって、関係機関、有識者、諸先輩方の寄稿に接すると共に、「東京の母子寮」創刊号からの 35 年を振り返ってみるに、東京の母子生活支援施設を取り巻く社会情勢の変化状況に思いを新たにしているところです。制度、経済、技術、構成、環境、意識、価値、評価、より良く変わったもの、なかなか変わらないもの、変わってしまったもの・・・平成 10 年には「母子寮」から「母子生活支援施設」に法的名称も変わりました。

そのなかでも、昔から変わらずにある「母親の子どもへの愛情」や「子どもが母親に向かっていく本能」を、ほほえみの題字の中の『え』（ははに近寄り子どもの姿）に見ながら常に意識しつつ、今後も変化するであろう社会情勢の中で、母子のより良い自立生活に向けて、専門性を活かし、合理的、即応的、柔軟に、地域社会、関係機関と協働して支援をしていきたい。

最後に、執筆に関わっていただいた皆様、並びに日頃からひとり親支援に関わっていただいている皆様に、改めて感謝を申し上げます。

【編集 制度施策委員】

石川 宜子	瀬戸 和枝	山田 光治	杉田 千加
高橋 光子	鹿村 愛子	原田 早苗	北沢 裕行
宮崎 知子	杉本 実季		